



第1章 南区地域福祉保健計画について

1

はじめに

■ 計画の背景

今後、横浜市の人口は減少し、超高齢社会を迎えることが予測されています。既に一世帯あたり人員が縮小し、ひとり暮らし高齢者世帯が増加しています。また、子どもの出生数が減少傾向にあります。

こうした状況の中で、「8050 問題^{※1}」「ヤングケアラー^{※2}」「子育てニーズの多様化」など、多分野にまたがる複雑化・複合化した生活課題、制度の狭間にある課題を抱える人の存在が顕在化しています。

さらに、家族や地域におけるつながりが徐々に希薄になる中で、様々な困りごとを抱える人が誰にも相談できずに孤立し、問題が深刻化してしまうことも少なくありません。

(※1) 80歳代の親が、引きこもり状態等にある50歳代の子の生活を支えること。

(※2) 本来、大人が担うことが想定されている家族の介護や家事などを子どもが日常的に行うこと。

■ 地域共生社会の実現に向けて

こうした中、「地域共生社会」を実現していくことの重要性が高まっています。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

■ 社会福祉法による地域福祉計画として策定

市町村は、社会福祉法第107条に基づき「地域福祉計画」の策定に努めることとされています。

この計画では、地域住民と関係機関・団体等が協力し、地域の生活課題を明らかにします。そして、より良いまちづくりに向けた目標を共有し、同じ方向を見据えて、それぞれの役割に応じた取組を進めていきます。

※ 地域共生社会の実現に向け、地域課題の解決力の強化のために、平成30年施行の改正社会福祉法により、それまで「任意」であった計画の策定が「努力義務」となりました。

■ 横浜市の地域福祉保健計画の特徴

- 地域福祉に健康づくりの視点(地域保健)も含め、「地域福祉保健計画」として、一体的に策定・推進しています。
- 社会福祉協議会が定めていた「地域福祉活動計画」と一体化した計画です。
- 「市計画」「区計画」「地区別計画」の三層構造とし、住民の主体的な参画を図っています。

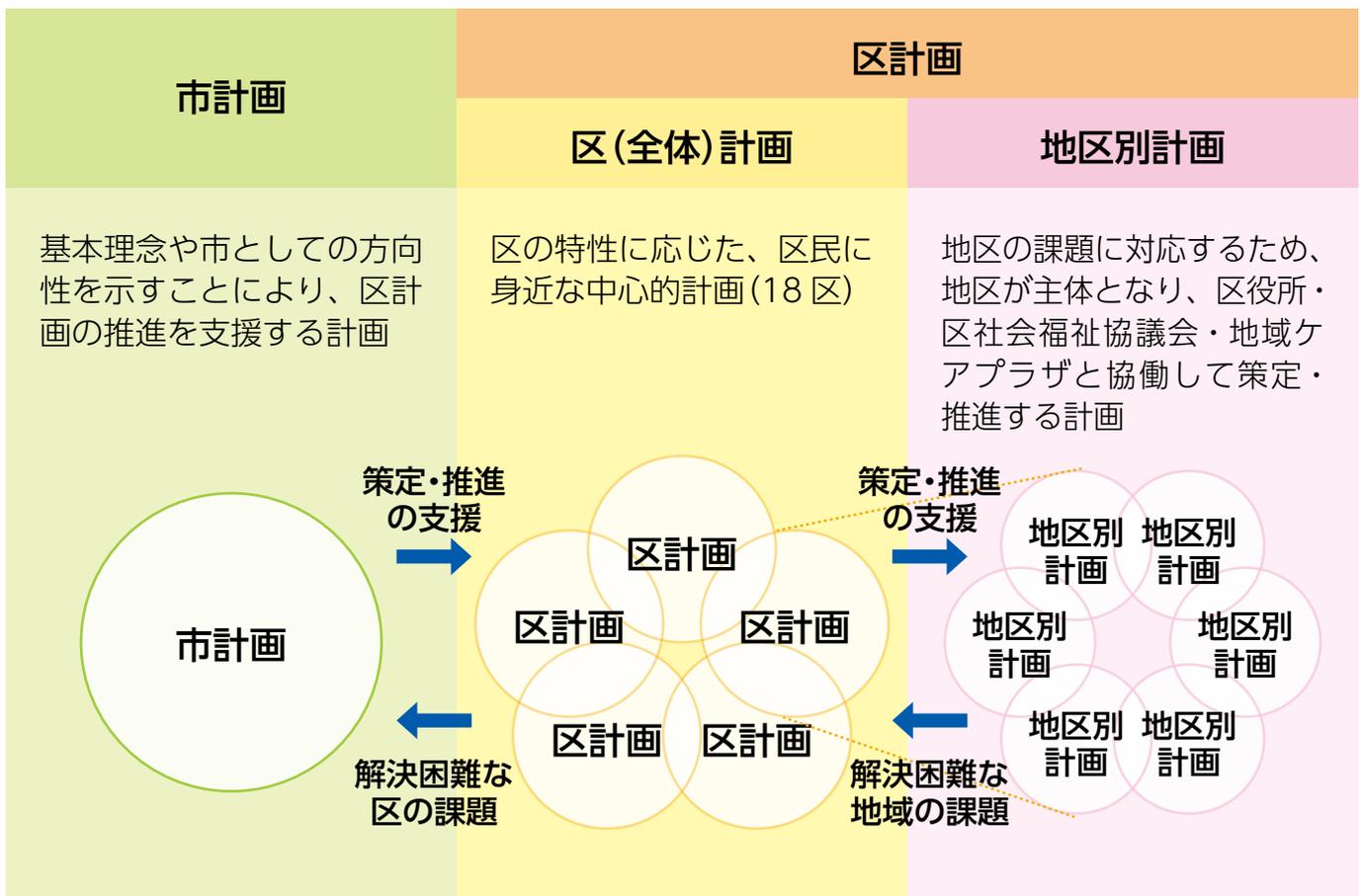
2

福祉保健に関する他計画との関係

市計画と区計画の関係

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区ごとの区計画と地区別計画で構成されています。

- 市計画では、計画の推進を通じて目指す目標である「基本理念」と、より具体的な方向性である「目指す姿」、計画の推進にあたっての前提となる考え方である「推進の視点」を示しています。
- 区計画・地区別計画では、市計画の「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を踏まえた上で、区の地域特性に応じた方針・取組を示しています。



市計画と福祉保健の分野別計画との関係

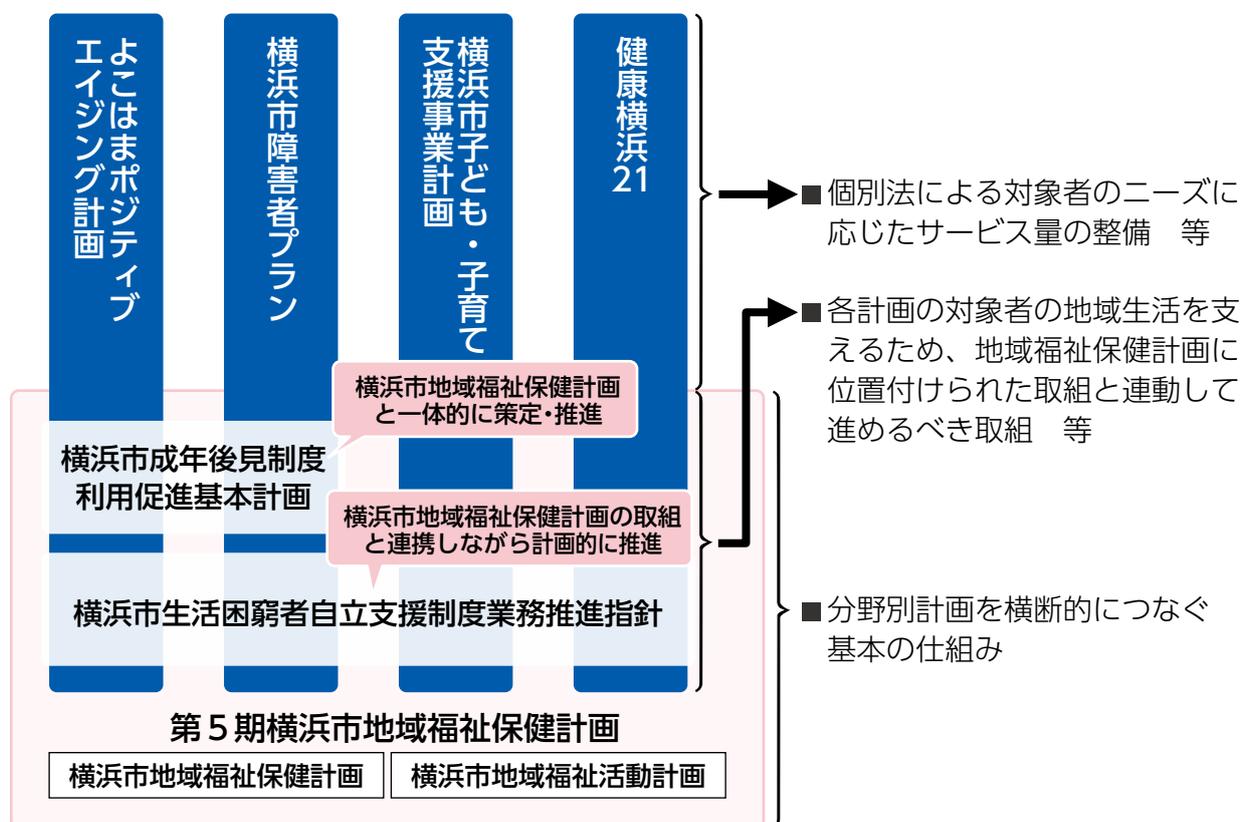
地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害のある人、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び支援機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。

分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と連動して取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

なお、横浜市成年後見制度利用促進基本計画については、市計画の一部として位置づけ、一体的に策定し推進しています。

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であるため、生活困窮者自立支援方策を地域福祉保健計画の中に位置づけて取り組むこと、とされています（市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成 26 年 3 月 27 日社援発 0327 第 13 号））。横浜市では、本制度の基本理念と方向性を計画で示し、より具体的な事項については、「横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針」に示すことで計画的に推進していきます。

〈主な福祉保健の分野別計画との関係〉



【地域福祉保健計画に関する計画】

- 横浜市自殺対策計画
- 横浜市子どもの貧困対策に関する計画
- 横浜市教育振興基本計画
- 横浜市再犯防止推進計画
- 横浜市人権施策基本指針

3

南区地域福祉保健計画とは

南区地域福祉保健計画は、区内16連合町内会エリア（地区社会福祉協議会エリア）ごとに定める「地区別計画」と、区域全体で定める「区全体計画」で構成されています。

2つの計画の連携により南区全体の取組を推進し、本計画の基本理念である「区民の情（こころ）が生きるまち 南区」の実現を目指します。

地区別計画

その地区に住む住民が主体となり、福祉保健課題を地区特性や資源を活かしながら解決していくために策定・推進する計画です。

区全体計画

区役所、区社会福祉協議会（以下、区社協という。）、地域ケアプラザ（以下、ケアプラザという。）等が中心となり、区域全体の課題を解決していくために策定・推進する計画です。

また、地区単位の取組だけでは解決することができない地域の課題等に対応することで、地域課題を重層的に解決する仕組みづくりを進めます。

基本理念

基本理念や目標を実現するための取組

地区別計画

地区の皆さんが取り組む計画
● 地域特性や資源を活かしながら課題を解決する取組

連携・協働

区全体計画

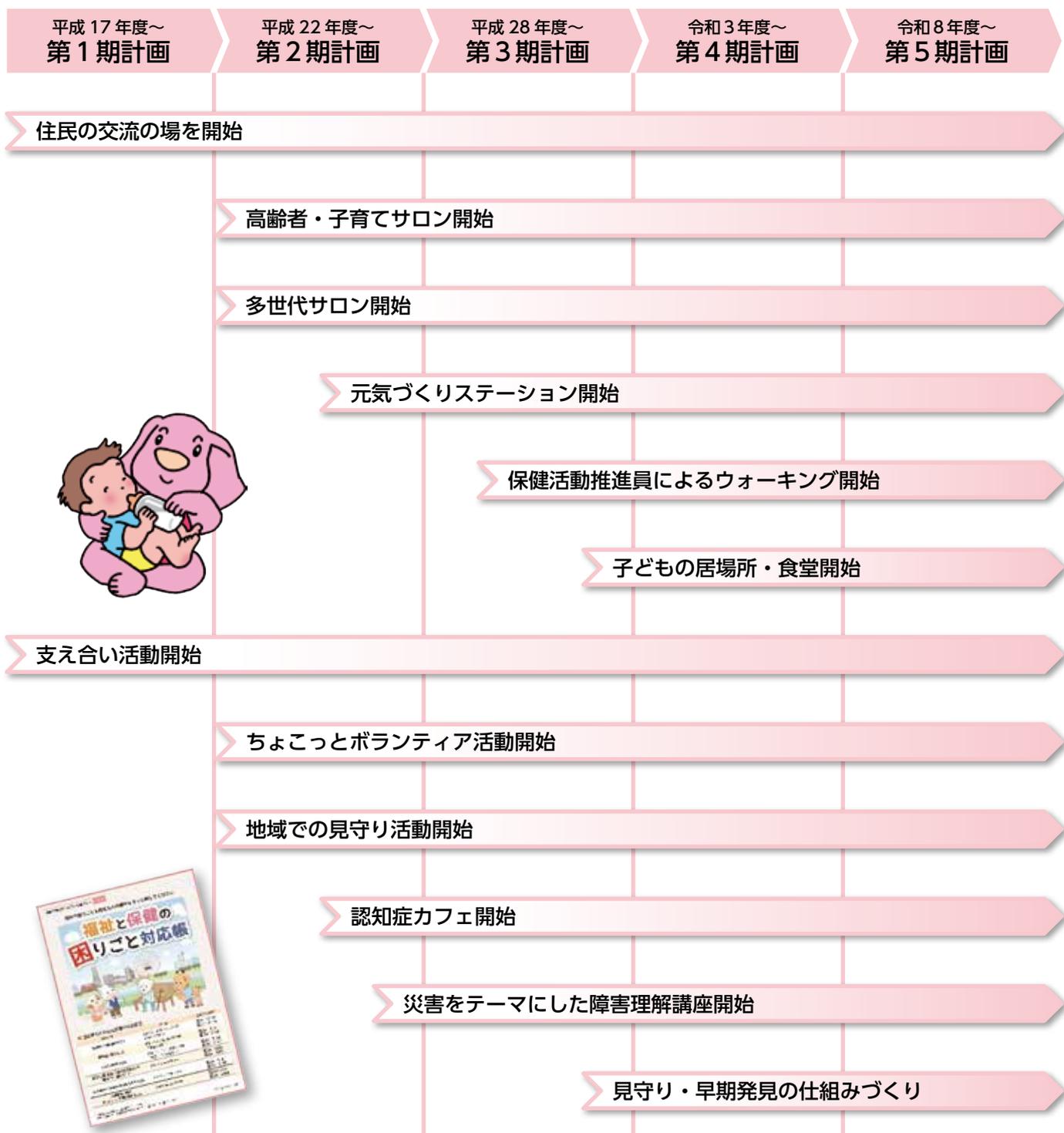
区役所、区社協及びケアプラザが区民と協働で取り組む計画
● 区全体の課題に対する取組

4

南区地域福祉保健計画のこれまでの取組

第1期計画が開始した平成17年度から、「高齢者等の見守り」や「交流の場・サロン活動」、「健康づくり・介護予防」等の取組を、地区に住む住民や地区社会福祉協議会（以下、地区社協という。）、自治会町内会、福祉保健団体、区役所、区社協、ケアプラザ等の関係機関が協力して進めてきました。

南区地域福祉保健計画で実施してきた取組



社会福祉協議会をご存じですか？

社会福祉協議会（通称：社協）は、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」ことを目指し、地域住民や福祉関係者、企業などと協力して地域福祉活動を進めている民間団体です。

神奈川県には「神奈川県社協」、横浜市には「横浜市社協」、そして南区には「南区社協」があり、それぞれの地域で福祉の推進役を担っています。社協は、地域の困りごとを見つけ、解決に向けて取り組む「自主性」と、多くの人々に支えられて活動する「公共性」という二つの特徴を持っています。

地域のつながりを大切にしながら、地域のみなさんと一緒に地域づくりを行っていきます。

ケアプラザってなんだろう？

ケアプラザは、高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点として様々な取組を行っている横浜市独自の施設です。

南区には8か所あります。（ケアプラザ一覧82ページ）

どんなところ？

○福祉・保健に関する相談ができます（地域包括支援センター）

介護保険をはじめ、様々な福祉保健相談を総合的に受けています。ケアプラザまで来られない人のために、自宅等への訪問相談も行っています。

○福祉保健に関する事業やイベントを開催しています

健康体操教室や子育てサロン、認知症サポーター養成講座など、様々な事業やイベントを開催しています。（イベントの内容や頻度は、各施設により異なります。）

○地域の皆さんの福祉保健活動や交流の場となっています

ボランティア等の活動をコーディネートしています。

多目的ホールや調理室など、地域の皆さんが利用できる場の提供を行っています。

